

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松伏町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.0%
全職員	76.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.9%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.4%
31～35年	91.0%
26～30年	85.8%
21～25年	86.8%
16～20年	111.3%
11～15年	87.7%
6～10年	99.7%
1～5年	92.9%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、パートタイム会計年度任用職員は、任期の定めのない常勤職員の年間勤務時間 2015 時間（週 38.75 時間×52 週）を用いて換算して算出した。例：4 月から翌 3 月までの実勤務時間が 1397.25 時間の場合→0.69 月・人

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の情報

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。